

建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行実施方針

令和4年(2022年)9月16日 制定

令和5年(2023年)2月27日 改正

1 目的

営繕工事におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進は、建設現場の働き方改革や生産性の向上といった効果が期待されている。

本方針は、道建築局が発注する工事において、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(工事監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。

2 対象工事

本試行の対象は、営繕工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

ただし、「試行による効果を検証できる立会等が必要となる工事」又は「受注者において必要な機材や通信環境等が確保できる工事」に該当しないもの、若しくは本格的な実施に向けて効果の検証及び適正な運用方法の検討に必要な課題抽出が見込めないものと発注者が判断したものを除くものとする。

3 実施方法

(1) 試行工事の適用

- ① 受注者は、遠隔臨場の試行工事(以下「試行工事」という。)を希望するときは、契約後、発注者(工事監督員)に申し出のうえ試行工事に取り組むものとする。
- ② 受注者は、①により試行工事に取り組むときは、実施計画書を策定し、試行に要すると想定される概算の見積を発注者に提出するものとする。

(2) 試行工事の実施方法

北海道建設部建築局が別に定める建築局発注営繕工事における遠隔臨場の試行実施要領(案)によるものとする。

(3) 費用の負担

試行にかかる費用については、共通仮設費に積上げ計上することとし、原則として最終の設計変更時に行うものとする。なお、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することを原則とするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト:5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード:10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- ② 撮影機器の設置費(移設費)
- ③ 通信費
- ④ その他(ライセンス代、使用料等)

〈留意点〉

- ・ 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加が必要となる費用を計上するものとする。
計上する費用は、実績に基づき受注者から見積もりを徴収した額により決定する。
- ・ 受注者が汎用している既存のモバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）を用いて無料のアプリケーションソフトのみを使用するなどして試行した場合については、通信費のみとなるが、通常利用分と遠隔臨場分のすみ分けが困難であることから、費用計上の対象としないものとする。
ウェアラブルカメラ等（モバイル端末を含む。）の機器を遠隔臨場のために受注者が準備して試行した場合に、設計変更により積上げ計上する。

4 フォローアップ調査

今後の適正な取組に資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者を対象として、フォローアップ調査を実施するものとする。

附則

この方針は、令和4年（2022年）9月16日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この方針は、令和5年（2023年）2月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の方針は、施行日以後に公告される工事について適用し、施行日前に公告されたものについては、なお従前の例による。